

動物用医薬品等取締規則の一部が改正されました！

令和7年4月25日から、動物用医薬品等取締規則が以下のとおり改正

(動物用医薬品・医療機器販売業等における主な改正点)

- ・医薬品販売業について、規則第111条に掲げる事項に変更のあった日から30日以内(事後届)又は変更の予定がある場合(事前届)に更新申請書を提出する際には、申請書様式の参考事項に当該変更があった事項を記載すること。
- ・店舗販売業について、申請者が府内に複数の店舗の許可を有する場合において、変更事項又は休廃止の事実がそれらの許可に同時に生じた際は、該当する店舗の情報を一覧として記載し、一括して提出できる。
- ・医薬品販売業において、登録販売者を管理者とする場合の資格要件として、「従事期間が通算して1年以上であって、管理者としての業務の経験がある者」「人用の医薬品販売業の管理者の資格を有する者」を認める。
- ・管理医療機器販売・貸与業について、法人における責任役員の氏名に変更が生じた場合には変更届を提出すること。

動物用医薬品〇〇販売業許可更新申請書

年 月 日

京都府知事 様

住所
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項の規定により動物用医薬品〇〇販売業の許可の更新を受けたいので、下記により申請します。

記

許可年月日及び許可番号

- 1 営業所の名称及び所在地
- 2 営業所の構造設備の概要
- 3 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が法第5条第3号イからトまでに該当することの有無
- 4 参考事項

※変更事項があれば記載

動物用医薬品店舗販売業許可関係事項変更届出書

年 月 日

京都府知事 様

住所
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第38条第1項において準用する同法第10条第2項の規定により動物用医薬品店舗販売業許可関係事項の変更を下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号

- 1 店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
- 3 変更年月日
- 4 変更理由
- 5 参考事項

※複数の店舗情報を記載、一括して届出が可能に

- ・詳細については、農林水産省の通知(以下リンク)を御参照ください。
https://www.maff.go.jp/nval/hourei_tuuti/pdf/R70425_syouan512.pdf
- ・各種手続き・届出等については、当所のHP(以下リンク)を御参照ください。
<https://www.pref.kyoto.jp/yamashiro-kaho/1349074714730.html>
- ・御不明な点は、当所まで御連絡ください。